

君はこのころ 平和のことを どう考えてる？

誰もが日々自分の人生をつむいでいます。
夢を描き、歩き、迷い、立ち止まり、出来事の意味を問い直し、
また新たな希望を見いだして、「ものがたり」をつむいでいく。

けれど独りきりで人生を歩むことはできません。誰もが世の中の
大きな「ものがたり」にのみ込まれているのと同時に、私たち
一人ひとりも、その「ものがたり」を創っているのではないで
しょうか。

日々の小さな出会いも、人への信頼と喜びが呼び覚まされるような
ものであってほしい。一人ひとりを通じて、それが地球上に広がる
ように。

そんな願いを日本国憲法から読み取っていただければ幸いです。 1→

第1文の中には「われらとわれらの子孫のために」という言
葉が入っています。戦前・戦中の大日本帝国憲法とは180度違
う内容の「三原則」は、未来への贈り物でもあることが読み取
れます。

「～確保し」では、諸国民とは仲良くしていくことと、日本の
すみずみまで自由を行き届かせると言っています。憲法条文の
方では12条・13条・18条に関連させて、後ほど考えてみましょ
う。

「～決意し」では、戦争は「政府の行為」によるものであると、
ずばり指摘しています。われらは二度と政府に戦争はさせない
ぞ！と決意しています。これが第9条ですね。

「～宣言し」では、それまで主権在君（天皇）であったものを、
主権在民（国民）としています。政治の主人公は国民であると
の宣言です。

「基本的人権の保障」「戦争放棄」「主権在民」の三原則が、
前文の最初の文章のなかに書かれていることを確認します。

3→

日清戦争(1894~5年)から1945年8月15日までの50年間は、
アジアと太平洋地域に進出して「八紘一宇（はっこういちう）」
「大東亜共栄圏」を唱え、政府の命令により「世界平和をつくる
ため」と信じ込まされ、いのちを投げ出してきました。

70年前の成人といえ、今では90歳以上の方々です。彼らの
「われらとわれらの子孫のために」二度と戦争をさせまい、と
いう決意が選挙結果に反映し、この憲法が確定されました。

第2文は、民主主義の原理です。国政は国民から離れてはあり得
ないと述べた上で、リンカーンの言葉とされている「人民の、
人民による、人民のための政治」が、ここではより具体的に書
かれています。

第3文では、これは日本国憲法の原理であると言っています。

第4文では、この憲法の原理・原則からはずれる憲法も、法律
も、政令も、すべてを排除すると述べています。

このことは第十一章最高法規として規定されています。

5→

日本国憲法は「平和とは？」という問いにどう応えているのでしょうか？
基本理念である「前文」から探っていきましょう！

前文は憲法の心です。

9つの文でできていますが、その主語は、「日本国民」か
「われら」です。その英訳は“we, the Japanese people”。
「日本に住む人々」という意味合いで読んでいきましょう。

前半は4つの文です。

第1文には「正当に選挙された国会における代表者を通じて
行動し、この憲法を確定する」とあります。

終戦後初の総選挙（第22回・1946.4.10）で、初めて女性にも
選挙の参加を認め、39人の女性の議員が誕生しました。

大選挙区制の選挙で当選した議員466名(自由党141、進歩
党94、社会党93、協同党14、共産党5、諸派38、無所属
81)が、この議会で国民注視の中、論議を行いました。

11月3日にはこの憲法が公布され、翌1947年5月3日に施行
されました。この日が憲法記念日ですね。

日本国憲法 前文

[第1文]

日本国民は

正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し

われらとわれらの子孫のために

諸国民との協和による成果と

わが国全土にわたって

自由のもたらす恵沢を確保し

政府の行為によって

再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し

ここに主権が国民に存することを宣言し

この憲法を確定する。

4/

[第2文]

そもそも国政は

国民の厳粛な信託によるものであって

その権威は国民に由来し

その権力は国民の代表者がこれを行使し

その福利は国民がこれを享受する。

[第3文]

これは人類普遍の原理であり

この憲法はかかる原理に基づくものである。

[第4文]

われらは

これに反する一切の憲法

法令及び詔勅を排除する。

6 裏面へ

第5文では、「敵対と軽蔑」ではなく、「信頼と尊敬（リスペクト）」の波及力を信じ、努力を重ねて、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と書いています。互いに仲良くなっていく以上の安全保障はありません。

第6文：専制政治と、圧迫と偏狭は、侵略戦争へのみちすじです。国際連帯して、地球上からなくしていきたい。

第7文では、地球上のすべての人は私たちと同じ尊厳をもった人間であることを前提に、全世界のすべての人々を「恐怖と欠乏」の状態においておくわけにはいかない、と説いています。平和的生存権は地球上の誰にでもあるのです。

[第5文]
日本国民は
恒久の平和を念願し
人間相互の関係を支配する
崇高な理想を深く自覚するのであって
平和を愛する諸国民の公正と
信義に信頼して
われらの安全と生存を保持しようと
決意した。

[第6文]
われらは
平和を維持し
専制と隷従
圧迫と偏狭を地上から永遠に
除去しようと努めている
国際社会において
名誉ある地位を占めたいと思う。

[第7文]
われらは、全世界の国民が
ひとしく恐怖と欠乏から免れ
平和のうちに生存する権利を
有することを確認する。

7→

[第8文]
われらは
いずれの国家も
自国のこのみに専念して
他国を無視してはならないので
あって
政治道徳の法則は
普遍的なものであり
この法則に従うことは
自国の主権を維持し
他国と対等関係に立とうとする
各国の責務であると信ずる。

[第9文]
日本国民は
国家の名誉にかけ
全力をあげてこの崇高な
理想と目的を
達成することを誓う。

第8文：どんな小さな国にもその政治・経済・文化に関して主権があります。特に食糧・エネルギー・外交に関しては他国の支配や介入を許してはなりません。第9条を持つ日本は、軍隊を持たないコスタリカのように教育の力に依拠して、あくまでも話し合いで紛争を解決していく道筋をつけていかなければなりません。そうすることによって、どの国とも対等の関係に立つことができます。

第9文：日本国民の前に、どんなに苦勞が待ってようと、全力を挙げて人間の尊厳を守り抜き、信頼と尊敬に満ちた世界を創っていくことを誓っています。

8✓

憲法では平和のことをどう考えているか
条文からみてみましょう

第18条
何人も
いかなる奴隷的拘束も受けない。
又、犯罪に因る処罰の場合を除いては
その意に反する苦役に服させられない。

第12条
この憲法が国民に保障する自由及び権利は
国民の不断的努力によって
これを保持しなければならない。
又、国民は
これを濫用してはならないのであって
常に公共の福祉のために
これを利用する責任を負う。

第13条
すべて国民は
個人として尊重される。
生命、自由及び幸福追求に対する
国民の権利については
公共の福祉に反しない限り
立法その他の国政の上で
最大の尊重を必要とする。

人は皆いのちある限り、人間として、人間らしく、生きる権利が保障されています。これが現憲法の精神です。命令に従うことでしか生きられない奴隷的拘束や、意に反する苦役もあり得ないとしていますから、「軍隊」のない社会しか成立しません。

個人の自由と権利の主張には不断的の努力が必要で「常に公共の福祉のために、これを利用する責任を負う」と書かれています。とても難しいことですが「平和とは」を考えるときに、決め手となるコトバのように思います。

家庭・職場・学校・地域にあっても、それを構成するすべての個人が主人公です。よく話し合って全会が一致できるところで、一歩一歩力をおわせていくことと、個人の自由と権利を求めることを、統一していくことが求められてきます。「多数決」や「力による支配」ではないあり方が求められてきます。

軽蔑しあって互いの人格を傷つける社会ではいけない。尊敬を発信していくことが、とても大切になります。前文後半には「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と「～自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務」と述べられています。敵対と軽蔑のあるところでは、不安と恐れが再生産されていきます。そのために「防衛→攻撃」が必要だと思込んでしまいます。「諸国民との協和」「自由のもたらす恵沢」を確保するために、国内においても、他国との関係においても、自主的に信頼を醸成していく努力をすること、これ以上の安全保障はありません。ヒロシマ・ナガサキを体験した人類には戦争放棄しかないのです。チェルノブイリ・フクシマを体験した人類には「われらの子孫と生まれてくる子のために」さらに「地球に悪いことはしない」と、新たな誓いをたてるが必要になってきているのかもしれない。

表題の「君はこのごろ 平和のことを どう考えてる？」は、「九条の会」呼びかけ人のひとりであり、憲法学者の奥平康弘氏(85歳)が、2015年1月25日の晩におつれあいに問いかけた言葉です。氏はその翌日未明に逝去されました。私たちはその問いかけに答えてこのリーフレットを作成しました。

2015.5.3
憲法サークル

10✓

第9条は、「～放棄する」「～保持しない」「～認めない」と、明快に述べています。「緊張－敵対－軍備－日米安保」の道ではなく、「信頼－対話－交流－平和共同体」という道への探求となります。「日本は戦争を放棄する」「過去の反省から、決して他国を侵略しない」「軍需産業に頼ることなく、持続可能な社会の発展を目指し、人々の自由と幸福を追求していく」という、新しい地球の「ものがたり」をつむいでいくことでしょう。

第二章 戦争放棄 第9条

日本国民は
正義と秩序を基調とする
国際平和を誠実に希求し
国権の発動たる戦争と
武力による威嚇
又は武力の行使は
国際紛争を解決する
手段としては
永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため
陸海空軍その他の戦力は
これを保持しない。
国の交戦権はこれを認めない。

9→

11→

12